

あなたの経験が、 誰かの安心につながります。

令和8年度 市民後見人養成研修 事前説明会

特別な資格は必要ありません。
あなたの経験や思いやりが、誰かの安心した暮らしを支えます。
まずは、市民後見人について知ることから初めてみませんか。

市民後見人の活動とは？

判断能力が十分でない方が、安心して地域で暮らせるよう、
身近な立場から支える活動です。



特別な資格は不要
未経験から学べます

こんな方におすすめ



地域の役に立ちたい
社会貢献に関心がある



新しいことを
学びたい



定年後も社会と
つながりたい



「何らかの形で地域の
役に立ちたいと思って
受講しました。」

受講者の のこえ

「多くの専門家から話を
聞くことができ、
大変だけでも貴重な
経験でした。」



「今は仕事があるので、
いずれ活動したいと
思っています。」



「そんなつもりは
なかったけれど、
社協で支援活動を
始めました。」

まずは説明会へ

参加無料・申込不要

※全4回・内容は全て同じです
直接会場へお越しください

9/4(金)

美浜保健福祉センター
(美浜区真砂5-15-2)
大会議室 14:00～

9/7(月)

若葉保健福祉センター
(若葉区貝塚町2-19-1)
大会議室 14:00～

9/8(火)

花見川保健福祉センター
(花見川区瑞穂1-1)
ボランティア活動室 2
14:00～

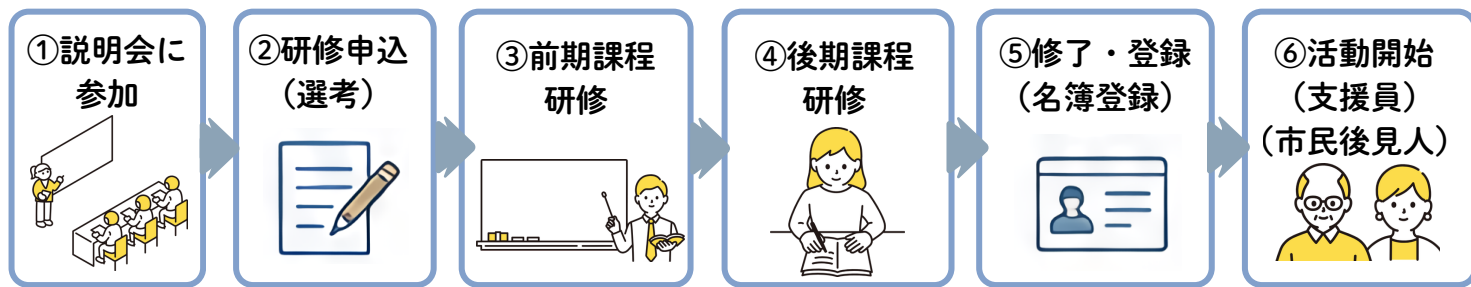
9/9(水)

市社会福祉研修センター
(中央区千葉寺町1208-2)
ハーモニープラザ2階
14:00～

地域の中で支え合う、身近な社会貢献。
あなたのご参加をお待ちしています！



養成カリキュラムのステップ



研修の2つのステップ

STEP 1 前期課程

(令和8年10月～令和9年2月)

全6回(約30時間)

10:30～16:30頃／概ね月1回木曜日
(10/22・11/19・12/10・1/7・2/4・2/25)

- ・認知症や障害の理解
- ・成年後見制度の理解
- ・権利擁護支援(虐待防止)
- ・法律の基礎(家族法、財産法)
- ・市民後見人に求められる倫理意識
- ・千葉市の施策(高齢者・障害者福祉)
- ・家庭裁判所の役割など

STEP 2 後期課程

(令和9年8月頃 開講予定)

前期修了者を対象とした
演習中心の講座

- ・自己覚知、傾聴とコミュニケーション
- ・意思決定支援
- ・健康保険制度と年金制度の理解・税務
- ・生活保護制度の概略
- ・消費者被害の実例
- ・居宅介護支援の理解
- ・成年後見人の実務(専門職の活動事例)
- ・事務報告書の書き方 など

研修後はこんな活動をしています

身上保護・生活のサポート

【千葉市社会福祉協議会と協力しての後見活動】

- ・本人の生活を見守り、状態に変化がないか確認したり、本人の気持ちをきく
- ・各種費用(利用料や家賃など)の支払い
- ・福祉サービスの利用手続き、契約の立会い
- ・関係機関との情報共有、ケア会議等への参加

地域での各種活動

- ・家族や親族の意思決定支援を実践
- ・地域における見守り活動の実践
- ・地域の集会等における話題提供や、知り合いからの相談に応じる
- ・日常生活自立支援事業の「生活支援員」として活動する

自己研鑽・スキルアップ

- ・定期的に研修会や交流会に参加し、情報のアップデートや意見交換をする
- ・専門職による研修・勉強会への参加

よくあるご質問

Q いきなり後見人になるのは不安なのですが？

A 市民の方が関わりやすいケースをお願いしています。
千葉市社会福祉協議会とともに業務を行いますので、不安な点は相談しながら活動できます。

Q 活動はどのくらい行うのですか？

A 各ケースの状況により異なりますが、月に1～2回程度の活動が中心です。

Q 仕事をしても活動できますか？

A はい。仕事をしながら活動している方もいます。
ご自身の生活に合わせて無理なく活動できます。

【お問い合わせ先】

千葉市成年後見支援センター
(千葉市社会福祉協議会内)

〒260-0844 千葉市中央区千葉寺町1208-2 千葉市ハーモニープラザ内



043-209-6000



seinenkoken@chiba-shakyo.jp

最新情報はここから
(千葉市社協HP)

